

保安規定認可までに実施した使用前事業者検査（溶接）に係る処置について

1. はじめに

- ✓ 当社の保安規定の審査において、使用前事業者検査（溶接）に係る当社体制は独立性が確認できないとのご指摘（第 877 回審査会合 2020 年 7 月 16 日）を受け、その後、使用前事業者検査（溶接）に係る体制の見直し方針を審査会合でご説明（第 887 回審査会合 2020 年 8 月 18 日）するとともに、保安規定を補正し、2020 年 9 月 16 日に保安規定の認可を受けている。
- ✓ 一方、当社は、2020 年 4 月の改正原子炉等規制法の施行から上記保安規定審査までの間に、保安規定申請時点の体制にて使用前事業者検査（溶接）を実施したことから、これに対する不適合処理も合わせて実施することとした。
- ✓ 当該不適合については、溶接士の技能認証標準の有効期間延長に影響があることから、2020 年 10 月 5 日に面談にてその扱いをご説明させて頂いており、「不適合処理（是正処置内容を含む）を確認した上で、個別に判断する。」とのコメントを頂いている。
- ✓ 本資料は、不適合処理（是正処置内容を含む）が完了したことから、その内容をご説明させて頂く。

2. 処置内容

- ✓ 本件に係る不適合処理（是正処置内容を含む）として以下を実施。
 - ① 品質管理基準規則を満たすよう、使用前事業者検査(溶接)に係る規程類（社内 QMS）を改正する。
 - ⇒ 2020 年 12 月に社内 QMS を改正済み
 - ② 改正した使用前事業者検査(溶接)に係る規程類（社内 QMS）に基づき、2020 年 4 月以降に実施した使用前事業者検査(溶接)の記録について、技術基準適合判定の妥当性を確認し、その結果を記録する。
 - ⇒ 使用前事業者検査（溶接）の記録について、①にて改正した社内 QMS に照らし、技術基準適合判定を含めた妥当性を確認した結果、その結果（記録）は有効と判断できることから、特別採用とした。（2021 年 2 月に実施済み）
- ✓ なお、改正原子炉等規制法に基づき、実用炉規則第 69 条から 90 条までの規定により行う保安措置（検査の独立性を含む）は、整備規則附則第 6 条第 2 項に規定により、保安規定の変更認可の処分が行われるまでの間は、認可前の保安規定（建設炉の場合は自主保安活動）に基づき実施することで問題ないこととされており、当該検査結果（記録）は、法令要求の逸脱には該当しないと判断している。
- ✓ ただし、当社 QMS は、2020 年 4 月時点で検査の独立性を含む改正原子炉等規制法を要求事項として使用前事業者検査を含む QMS 規程類を構築しているため、当該検査結果（記録）は、当社 QMS における要求事項の逸脱（不適合）と判断し、不適合処理を行ったもの。

3. ご確認事項

- ✓ 当社としては、本不適合処理をもって、当該使用前事業者検査（溶接）の結果は有効とし、溶接士の技能認証標準の有効期間延長も認める方針であるが、当社の考え方に問題等あればご指摘頂きたい。

以上